

低入札調査基準価格及び最低制限価格の算定基準の改正について

ダンピング受注防止対策等のための入札・契約制度の改正等（平成 26 年 5 月 8 日付広報資料）により、低入札調査基準価格及び最低制限価格の改正を行いますのでお知らせします。

1 改正時期

平成 26 年 6 月 1 日以降に入札公告を行う契約案件から実施します。

2 改正内容

低入札調査基準価格及び最低制限価格について、範囲及びランダム係数を以下のとおりとします。（端数処理があります。）

	現行		改正後
営繕工事以外の工事	【範囲】 予定価格の 7.0% ~ 9.0%		【範囲】 予定価格の 7.5% ~ 9.2%
	【算定基準】 直接工事費の 9.5% 共通仮設費の 9.0% 現場管理費の 8.0% 一般管理費の 5.5% 合計額 × 1.08		【算定基準】 直接工事費の 9.5% 共通仮設費の 9.0% 現場管理費の 8.0% 一般管理費の 5.5% 合計額 × 1.08
営繕工事	【範囲】 予定価格の 7.0% ~ 9.0%		【範囲】 予定価格の 7.5% ~ 9.2%
	【算定基準】 { 直接工事費 - ( 直接工事費の 10% ) } の 9.5% 共通仮設費の 9.0% { 現場管理費 + ( 直接工事費の 10% ) } の 8.0% 一般管理費の 5.5% 合計額 × 1.08		【算定基準】 { 直接工事費 - ( 直接工事費の 10% ) } の 9.5% 共通仮設費の 9.0% { 現場管理費 + ( 直接工事費の 10% ) } の 8.0% 一般管理費の 5.5% 合計額 × 1.08

予定価格が 5,000 万円を超える工事は、上記算定基準で算定した合計額にランダム係数（1.00 から 1.01 までの範囲内で、0.001 単位で無作為に抽出した数）を乗じて算定します。